

# 戸籍事務電算システム稼働

## 新戸籍事務③

十二月四日から戸籍事務電算システムが稼働します。阿久比町第三次行政改革の一環として、事務の効率化や住民サービスの向上を目指し、戸籍事務の電算化を進めてきました。システム稼働により戸籍の作成から証明書発行までを電算処理で行えるようになります。

### 迅速な証明発行

現在戸籍、除籍、改製原戸籍の事務が同一システム上で管理されるため、正確で速やかな事務処理が出来るようになり、証明書の発行までの時間が大幅に短縮されます。

### 戸籍証明書の様式変更

「戸籍謄本」が「全部事項証明書」に、「戸籍抄本」が「個人事項証明書」に名称が変わります。

証明書は、縦書きの文章表現から横書きの個条書きに変わり、数字も漢数字から算用数字となります。認証印は朱色から黒色の電子公印に変わり、証明書の複写などによる改ざんを防止する特殊な用紙を使います。

### これまでの戸籍

これまで使用した戸籍は、平成改製原戸籍（コンピュータ化で改製し

### 住所文字の表記を統一します

- 旧 大字横松字 榎 → 新 大字横松字 榎
- 旧 大字草木字尾花ヶ脇 → 新 大字草木字尾花ヶ脇
- 旧 大字草木字草山ノ神 → 新 大字草木字草山之神
- 旧 大字草木字下ノ池 → 新 大字草木字下之池
- 旧 大字草木字堂ノ前 → 新 大字草木字堂之前
- 旧 大字草木字中嶋 → 新 大字草木字中島
- 旧 大字草木字中ノ坪 → 新 大字草木字中之坪
- 旧 大字草木字花吹 → 新 大字草木字花吹
- 旧 大字阿久比字 駅前1丁目 → 新 大字阿久比字 駅前一丁目
- 旧 大字阿久比字 駅前2丁目 → 新 大字阿久比字 駅前二丁目

た原本の戸籍として百年間保存します。平成改製原戸籍の証明が必要な場合は、従来の除籍、改製原戸籍と同様に申請してください。

### 地番号の表示を変更します

本籍の地番号、住民票住所の地番

号表記に枝番があるものは、「の」の文字を削除します。  
 1番地の1  
 1番地の1  
 問い合わせ先  
 住民福祉課戸籍住民係  
 ☎(48)1111(内224・225)

## 住民基本台帳

### 閲覧制度が

### 変わりました

住民基本台帳法の一部が改正され、十一月一日から「誰でも閲覧できる制度」が「個人情報保護に配慮した制度」に改められました。ダイレクトメールや市場調査などの営利目的のための閲覧はできません。

閲覧ができるのは次の場合です。国または地方公共団体の機関が法令に定める事務を行うために閲覧をする場合

統計調査、世論調査などのうち、公共性が高いと認められた場合  
 公共的団体（社会福祉協議会など）が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公共性が高いと認められた場合

そのほか特別の事情がある場合で町長が申し出を認めた場合  
 事前に実施する審査手続きも厳しくなりました。

問い合わせ先 住民福祉課  
 ☎(48)1111  
 (内224・225)